

5川多総第1161号
令和5年12月22日

日本労働組合総連合会 神奈川県連合
川崎地域連合 北部地区連合
議長 森川靖之様

高津区長 高橋友弘
宮前区長 南昭子
多摩区長 藤井智弘
麻生区長 山本奈保美

令和5年度対区要請について（回答）

日頃から労働環境の向上、地域課題への熱心な取り組みに対し、敬意を表しますとともに、北部4区の区行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

令和5(2023)年10月18日付けの貴連合からの要請につきまして、別紙のとおり回答いたします。

要請項目（平和・人権政策）

1. 子供たちの健全な育成に向けた取り組みについて（全区）【継続】

2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付および小規模保育等への給付が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。

2019年5月には、こども・子育て支援法の一部改正が行われ、支援の内容や水準は良質かつ適切なものであることに加え、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加され、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。

しかし、2022年度は市内の児童相談所および区役所が受けた児童虐待相談・通告件数が5,598件、対前年比4.0%の減少となっているものの子ども本人からの通報数が第1位となるほか通報内容も深刻な状況となっています。潜在的な貧困や虐待への察知、フォロー体制の強化は引き続き課題となっています。

2024年4月には児童相談所の支援強化や「こども家庭ソーシャルワーカー」の導入など虐待への対応・子育て世帯の支援強化を目的とし児童福祉法が改正されます。

今後についても、「第2期子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き子育て家庭への支援や、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活課題や経済的困窮を抱えた子どもや家庭を問題が重篤化する前に発見し、各区役所の子育て支援・福祉関係部署と連携を図り、積極的かつきめ細やかな支援が進むよう要請します。

また、児童福祉士、児童心理士の増員と専門職の育成・配置を要請します。

各区の子どもの貧困に関わる実態調査と健やかに育つことが出来る環境の充実へ向けた施策報告をお願いします。

回答 【こども未来局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【こども未来局】

本市では、子どもの貧困調査も兼ねた「川崎市子ども・若者調査」を踏まえて、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、質の高い保育・幼児教育の推進や子どもが安心して暮らせる支援体制づくりなど、総合的に子ども・子育て支援施策を推進しているところでございます。今後につきましても、当該プランに基づき、計画に位置付けた事業等の進捗状況について、点検評価結果報告書を公表するとともに、関係局や関係機関・団体等との連携を図りながら、取組を進めてまいります。

また、児童福祉司・児童心理司の配置につきましては、これまで国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童相談所の児童福祉司等の増員を図ってまいりましたが、今後も国のプランを踏まえながら、引き続き、関係局と協議しながら職員配置を行ってまいります。

【高津区】

子ども・子育ての関係機関が出席するネットワーク会議を開催したり、関係機関と協働して講座、イベントを開催することで、子ども・子育て支援のネットワーク作りを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました（子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等）。

子ども・子育てネットワーク会議と協力連携しながら、よりわかりやすい子育て情報の発信を行いました（子育て情報ガイドブック「ホッとこそだて・たかつ」、ホームページ、子育てアプリ等）。

子育て中の親子が学習、交流及び相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました（両親学級、親育ち支援事業、あつまれキッズ等）。

平成 26 年より「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4 か月検診、1.6 歳児検診、3 歳児検診の未受診児、未就園児に関する追跡調査）を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会において虐待予防及び虐待の早期発見・早期対応に向けた取り組みを、関係機関（保育園、幼稚園、小中学校、児童相談所、地域子育て支援センター、児童家庭支援センター等）と連携して実施しています。"

【宮前区】

・子ども・子育てに関係する機関・団体に構成される会議や、関係機関との協働による講座・イベントを開催することを通じて、子ども・子育て支援のネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支える意識の向上を図りました（子ども・子育てネットワーク会議、子ども・子育てフェスタ等）。

・子育て中の親の声や関係者の意見を参考にした子育て支援に関する情報をまとめた冊子の発行やホームページ、SNS等を通じたより分かりやすく、タイムリーな子育て情報の発信を行いました（「宮前子育てガイドとことこ」）。

・妊娠中から子育て中の家族に学習、交流、相談の機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めました（両親学級、育児相談、地域での健康教育等）

・平成 26（2014）年から「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4 か月健診、1.6 か月健診、3 歳児健診の未受診時に関する追跡調査）を実施するとともに、宮前区要保護児童地域対策協議会において虐待予防及び虐待の早期発見、早期対応に向けた取り組みを関係機関（保育園、幼稚園、小中学校等、児童相談所、子育て支援センター、児童家庭支援センター等）と連携して実施しています。"

【多摩区】

区内の子どもに係る市民活動団体と子ども施策に関連する機関で構成する「多摩区こども総合支援連携会議」を年 1 回開催し、ネットワークの形成と連絡調整機能の強化を図っています。また、保育園や学校、子どもに係る団体など区内の子育て支援関

係者を対象に、社会情勢を踏まえた「子育て支援講演会」を年1回開催しています。

区内の子ども・子育て支援に関する情報をまとめた「多摩区地域子育て情報BOOK」や、子どもに関する各種相談窓口を記載しているリーフレット「多摩区子ども相談窓口」、ホームページや子育てアプリ等多様な媒体を活用し、安心して子育てができるように情報を提供しています。

乳幼児期の親子が地域で交流し、集団遊びや情報交換を通じて、育児の孤立化を防止・改善するための地域サロンを、地域の方々と一緒に開催しています。また、多胎児など育児不安につながりやすい要因を持つ方々の育児支援グループを多職種で開催し、相談や交流の場としています。主に0歳児の親子に対しては、心理職を配置した子育てセミナーを定期的に開催し、育児力の向上に努めています。

要保護児童対策地域協議会では、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を目的に、関係機関と連携した取組を実施しています。学齢期については、地域支援課の専門職が区内の全小中学校を訪問し、情報共有するとともに学校からの個別相談に対応するなど、学校と連携した取組を行っています。また、「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4か月児健診、1.6歳児健診、3歳児健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査）を実施し、安全を確認するとともに子育ての相談に対応しています。

【麻生区】

・区内の子ども関連団体、グループや関係機関で構成する「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を年2回開催し、子育てや子どもの育成を地域全体で支援するため、各団体間同士の活動内容の共有や意見交換を行うとともに、研修会等を実施し、相互理解を深めることで、ネットワークの構築を図っています。

・ホームページや子育て関連情報誌「きゅっとハグあさお」等各種媒体を活用し、各相談機関や子育て中に役立つ情報を紹介することで、保護者の育児による孤立感や不安の軽減を図り、子どもが健やかに育つための基盤となる保護者の支援を行っています。

・「麻生区・大学公学協働ネットワーク」に基づき、各大学の専門性を活かした講座や体験学習を行うことで子ども・子育て支援や人材育成を行っています。

・子育て中の親子が学習、交流、相談する機会を提供することにより、不安感や孤立感の解消に努めます（両親学級、育児・健康相談、地域子育て交流広場での講話等）。母親だけではなく父親が参加する機会も提供することで、子育てにおけるストレス、不安の解消、虐待防止に繋がります。

・平成26年度から「居住実態が把握できない児童」に関する調査（3～4ヶ月児健診、1.6歳児健診、3歳健診の未受診児、未就園児に関する追跡調査）を実施しています。

・要保護児童対策地域協議会において虐待予防、虐待防止に関する普及啓発を行い、健全育成に向けた取組を関係機関（保育園、幼稚園、小・中学校、児童相談所、地域

子育て支援センター、児童家庭支援センター等）と連携して実施しています。

2.保育サービス、質の基準と明確化に向けた取り組みと保育資源の維持、活用について

（全区）継続

子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比+384人増の36,491人となり、また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比413人増の34,968人と共に過去最大となりました。

厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく2023年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は初の3年連続0人となりました。

希望保育園等に入れないなどの理由で除外される保留児童数は、5年連続減少となる前年度比29人減の1,523人となり、ニーズにあわせた個別の窓口相談を展開するなど、きめ細かな各区役所の取り組みが奏功したものと認識しています。引き続き待機児童数ゼロの継続と保留児童減少へ向け、認可外保育園などの多様な受け入れ枠を用意するとともに、区役所の相談体制の強化、施設整備の充実を要請します。

また、積極的な保育士の確保、処遇改善をはじめ、保育サービス、質の基準とその評価を明確化する取り組みをお願いします。

さらに、今後想定される事態として児童数の減少に伴う保育園の閉園等も懸念されますので、注視するとともに保育資源が最大限活用されるよう必要な対策を講じるよう要請します。

回答 【こども未来局】

待機児童ゼロの継続や保留児童の縮減に向け、引き続き、個別の保育ニーズを丁寧に確認しながら、多様な保育施策・サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな相談・支援を実施してまいります。なお、保育受入枠については、近年、地域や年齢によって既存施設に空きが生じていることが課題となっていることから、今後は、地域の需要を丁寧に分析しながら新規整備に限らず、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなどの既存の施設や事業を有効に活用するなど、保育受入枠の確保に努めてまいります。

保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱが導入されていますが、平成29年度から、経験年数の長い職員が多くいることで国の処遇改善加算を十分に受けられない施設に対する市独自の加算（市処遇改善等加算Ⅱ）を創設して処遇改善を図っており、さらに令和2年度から、加算額を増額して施設間の均衡が図られるよう取り組んでおります。

それに加え、令和4年2月から9月まで、保育士等を対象に収入の3%程度（月額9,000円）引き上げる「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を国の公定価格上の算定対象職員に実施するとともに、市独自に市が配置を求める市加配職員や一時保育事業に従事する職員についても、同様に補助対象として実施しました。令和4年10

月以降、それぞれ処遇改善等加算Ⅲ、市処遇改善加算Ⅲとして継続実施しております。

さらに、運営費においても、障害児や生後43日目から5か月未満の産休明けの子ども対応に係る加配保育士の人件費等、市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士等の事務負担軽減策としてICT化推進事業を実施するなど総合的に保育士等への処遇改善に努めているところであり、引き続き取組を進めてまいります。

また、就学前児童数の減少傾向を踏まえて、保育所等においては実際の入所状況に対応した職員配置や運営費収入の確保が可能となるよう、本年4月から実員ベースでの職員配置としたことに加え、利用定員についても、保育事業者がより柔軟な設定を行えるよう、定員変更の実施時期の見直し等を実施しました。引き続き状況の変動に応じたきめ細やかな対策を講じてまいります。

キャリアアップ支援につきましては、県が実施する「神奈川県保育エキスパート等研修」の他に「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を実施し、「保育エキスパート研修」として指定することで、より多くの保育士等が研修を受講する機会を確保し、質の向上と処遇改善に向けて取り組んでいるところです。

保育現場における人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等を通じた就職・復職支援に加え、無料の保育士対策講座などを実施し、感染症対策やWebを活用した手法を導入しつつ、人材確保に取り組んでいるところです。

今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育職場における人材確保に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

要請項目（行政）

1. 自然災害に強い街づくり育成に向けた取り組みについて（全区）【継続】

2021年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、甚大な被害をもたらしました。さらに、8月には記録的な大雨により九州・中国地方の各地で土砂災害や河川氾濫による水害が発生し多数の被害が出る事態となりました。

また、2023年6月2日には台風2号と活発な前線による影響からがけ崩れが宮前区と多摩区で発生するなどしており、ハザードマップなどでの情報把握やマイタイムラインを活用するなど、日頃からの備えが重要となっています。

近年このような自然災害が各地で発生しており、北部地区では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域など立地的な不安要素も兼ね備えていることから、日ごろからの防災、減災への取り組み強化が一層必要であると認識しています。危険地区の定期的な安全点検の頻度増加もしくは点検間隔期間の短縮への要請と、防災備蓄品の必要数の確保、すべての地域住民が安全かつ適確に避難場所へ移動できる誘導点検や日頃からの周知活動の強化を要請します。"

回答 【危機管理本部】 【高津区】 【宮前区】 【多摩区】 【麻生区】

【危機管理本部】

日ごろからの備えにつきましては、本年8月に発行したタブロイド版「号外！備えるかわさき」や、防災啓発冊子「備える。かわさき」、各種ハザードマップ等の中で、家庭用備蓄の必要性について啓発しているところです、

また避難場所や避難方法については、屋内待機、垂直避難など、指定避難所となっている学校等に避難する立ち退き避難（水平避難）以外の避難行動や、日ごろから避難ルートをはじめ家族の状況に応じた避難行動の判断フローについても啓発しているところです。

今後につきましても、市民の皆様の家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。

【高津区】

高津区では、多摩川水系及び鶴見川水系の河川による浸水被害の危険性が指摘される一方、丘陵地域では急傾斜地における、がけ崩れ等の土砂災害の危険性が高いことが挙げられ、このような条件に対応した災害対策が求められています。

河川共同点検や土砂災害防止パトロールを関係機関と連携して実施しているほか、日ごろから地域特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等へぼうさい出前講座や防災訓練等の機会を通じて、災害リスクや発災時の対応について啓発しているところです。

また、風水害に備えて適切な避難行動をスムーズに取れるよう、避難する場所やタイミング、家族構成に応じた備えなど、自分に合った避難計画を予め考えておく「マイタイムライン」の啓発にも努めているところです。

今後につきましても、区民の皆様の防災意識向上とともに、適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。

【宮前区】

防災啓発冊子「備える。かわさき」や各種ハザードマップを活用し、窓口での御案内、市民への研修・講座等を通じて、災害時の避難ルート・避難先の事前確認や家庭内備蓄の必要性について啓発しているところです。

今後につきましても、市民の皆様の防災意識向上とともに、市民の皆様が適切に避難行動を取れるよう啓発に努めてまいります。

【多摩区】

地震や台風などの自然災害に備え、多摩区では、日頃から地域の特性に合わせて、自主防災組織や町内会・自治会、地域団体、学校等向けにぼうさい出前講座を開催してお

り、その中で、マイタイムライン作成についての周知や地域ごとに必要な情報を各種ハザードマップ（洪水・土砂災害・内水）で確認するなど、避難場所や避難方法等について啓発を行っているところです。

今後につきましても、区民の皆様の家庭内備蓄が促進され、適切に避難行動をとれるよう、啓発に努めてまいります。

【麻生区】

麻生区においては、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等、発災時における立地的不安要素を抱えており、このような条件に対応した災害対策や、日頃からの防災・減災への取組や地域との連携の必要があると考えております。

そのため、窓口での各種ハザードマップや「備える。かわさき」を活用しての御案内や、避難所運営会議と連携した防災備蓄倉庫の点検・整理、自助の重要性について記載した啓発資料の作成・広報などを行っています。

今後といたしましても、引き続き上記活動を行っていく他、ぼうさい出前講座や総合防災訓練等の機会の創出、市政だよりやホームページ等の広報媒体の有効活用等、日頃からの周知活動の強化に努めてまいります。"

2. 倒木の恐れがある街路樹の点検や伐採について（全区）新規

近年、各地で極端な集中豪雨をもたらし、災害を引き起こす原因となる線状降水帯が発生するなどしており、2023年6月には川崎市内においても大雨の被害によって人的被害、物的被害が発生しました。また、倒木についても市内で9件が発生し、そのうち6件が北部地区内で発生しております。

川崎市では、高度成長期に大気汚染等による環境の悪化が課題となり、環境対策として昭和47年に緑化大作戦をスタートさせるなど、緑の「量の拡大」に取り組んできました。

街路樹は、道路法（第2条の2）の「道路の附属物」として位置づけられており、景観向上機能や緑陰形成機能、防災機能など複数の機能を有しています。

しかしながら、数十年が経過した街路樹は太くなりすぎ、根上がりのため歩道に凸をおこすほか、暴風雨の際には倒木の原因となるなど危険です。

対策として伐採や植え替えなどが見受けられますが、いまだ多くの大樹がそのままなっています。

可及的速やかな伐採や植え替えの要請とあわせて点検の頻度や方法などの報告を要請します。

回答 【建設緑政局】

街路樹につきましては、平成30年3月に策定した「川崎市街路樹管理計画」に基づ

き、順次、地域住民との合意形成を図りながら、植栽基盤の改善や街並みと調和する樹種への更新を行っているところです。

また、日常的なパトロールや市民からの情報提供などを踏まえ、異常がみられる樹木につきましましては、必要に応じて健全度診断や伐採を実施するなど、倒木の未然防止を図っており、今後につきましても、街路樹の適正な維持管理に努めてまいります。

3. 民生委員の充足と役割の明確化について（全区）継続

地域住民の立場に立って、生活のことで悩みを持っている方の相談に応じ、必要な場合には、役所や関係機関とのパイプ役となる民生委員ですが、改選が行われた2022年12月時点で麻生区の充足率が84.1%と最も低く、市内全体でも80.9%と政令指定都市の中でも低い水準となっています。市内9管区の委員定数は世帯数により条例・規則で定められていますが、世帯数増による定数増に対し各管区の定数増が追いつかず、「地区の定まっていない欠員」が生じています。そのため前回1813人だった定数は44人増え、充足率は低下しました。

充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取り組みがあればお聞かせください。

民生委員へのアンケート調査では欠員を解消するために必要だと思ふことは、について、「活動の負担軽減」「活動の周知による地域理解への促進」「候補者を育成する取り組み」などが挙げられており行政のサポート体制の確立は急務となっています。

また、職務が曖昧で「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」と抽象的な表現から本来職務に含まれない作業を引き受けてしまうなどのケースも散見されるとの報告があがっています。

こうした事態を防ぐ観点から、川崎市として活動の軽減、範囲や役割の明確化を規定するなど国へ要請し、また、川崎市独自に処遇改善を図る措置を講じるよう要請します。

回答 【健康福祉局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【健康福祉局】

広報活動につきましましては、候補者向けのリーフレットの作成や、市職員退職者やPTA連絡協議会等への制度周知を図るとともに、仕事や育児を両立している方がいらっしゃるなど周知についてもあわせて行っているところです。

また、ホームページでの周知を図るほか、福祉まつり等のイベントでのPRや市民館等でのリーフレットの配架など幅広い世代の市民への広報も行ってきたところです。

今後につきましても、民生委員児童委員の活動に対する理解の促進に向けて活動の見える化を進め、働いている方々も含め幅広く担い手の確保につなげてまいります。

民生委員児童委員の処遇改善につきましましては、令和3年に各区の会長（市民生委員児

童委員協議会常任理事)等をメンバーとした取組検討会を開催した中で、民生委員児童委員の活動内容の洗い出しや整理をしたところです。

今後につきましても、民生委員児童委員の皆様が活動しやすくなるよう、各地区における取組の好事例の共有を図るなど、多様な主体とより良い連携が進められるように、活動環境の整備を進めてまいります。

【高津区】

欠員地区の町内会・自治会長へは定期的に聞き取りをし、情報収集をしています。また、欠員地区の町会の会議に出向き、役員・班長の前で民生委員児童委員の役割や活動内容について説明をした上で、民生委員児童委員の候補者募集パンフレットを全戸配布し、民生委員児童委員の候補者の推薦について依頼を行いました。

活動に伴うお困りごとについては、民生委員担当部署である地域ケア推進課の職員が各地区民児協の毎月の定例会に伺い、顔の見える関係づくりを行って気軽に相談をしていただけるよう連携に努めています。

職務内容については、各地区民生委員児童委員協議会や高津区民生委員児童委員協議会と連携しながら、新任の民生委員児童委員に向けて民生委員児童委員の職務についての研修を行っておりますが、国への要請川崎市独自の処遇改善については、川崎市地域包括ケア推進室と連携しながら検討してまいります。

【宮前区】

〔充足率を高めるために展開している周知、広報活動などの新たな取組み〕

・区町連学習会（R3.12月）で、現委員について再任可か不可か一覧を資料として配布し、早めに一斉改選について意識してもらえるようにしました。（H31一斉改選では3月の増員調査の時に配布）

・前年中に担当区域ごとの世帯数を抽出し、1月～世帯数800以上の区域を中心に、地区民児協会長と町内会・自治会へヒアリングを行いました。H31一斉改選では3月の増員調査の時に世帯数を抽出・検討していたが、民生委員の負担軽減に向けた増員要望を漏れなく把握するため、余裕を持って増員調査を行いました。

・欠員地区の町内会・自治会長へは定期的に聞き取りをし、情報収集をしています。

・区役所ロビーの他、保健所（健診ホール）に民生委員のポスターを掲示し、子育て世代へ活動をアピールしました。

・新任研修時に社協の取組について重点的に説明するなど民生委員活動の理解に努めました。

・合同民協時に地域包括ケアセンターと障害者相談支援センターの職員を紹介するなど、働きやすい環境づくりに努めました。

【多摩区】

欠員対策として、区及び地区町会連合会等の会合において、各地区の充足状況をお知らせし候補者の推薦について協力を依頼しているほか、欠員が生じている地域の町会・自治会宛てに、3～4か月に1回程度、電話や文書で状況を確認しています。

欠員が生じている地域において、町内会の掲示板に区が作成した民生委員募集ポスターを掲出していただき、これを見て関心を持った方が令和6年3月1日付けで委嘱される見込みです。今後も、関係局と連携して充足率向上に向けた取組を継続していきます。

地域包括ケアシステム推進のため、年2回発行している広報誌「地ケア TAMA」や区役所1階のアトリウムにおけるパネル展示等において、民生委員児童委員の活動を紹介し啓発に努めています。

活動に伴う困りごとに対しては、民生委員常任理事会等において、民生委員担当部署である地域ケア推進課をはじめ関係部署に気軽に相談していただけるよう連携に努めています。

【麻生区】

民生委員児童委員の充足率を高めるために、町会・自治会向けの周知として、令和5年度においても、町連総会で充足率及び欠員状況の説明を行いました。また、民生委員児童委員活動について、地域への周知、理解促進が必要と考え、令和4年度から地域の町会・自治会長と民生委員児童委員、地域包括支援センター出席による地域情報交換会を開催しています。地域情報交換会では、民生委員児童委員の地域での活動内容（地域版活動強化方策）及び地域包括支援センターの業務内容を紹介する時間を設けているほか、地域課題の共有や地域情報について意見交換を実施し、双方の連携強化をはかるとともに、民生委員と町会・自治会及び近隣町会同士の間に見える関係づくりを行いました。令和4年度は2地区、計3回を実施し、令和5年度についても、2地区、計2回開催を予定しています。

また、地区民児協に対しては、一斉改選を経て、仕事をしながら民生委員児童委員に就任された方が多かったため、これまで平日日中に開催していた毎月の定例会について、一部の民児協で土曜日開催を試行しました。その他、地区民児協会長会（月1回）に、地域みまもり支援センター所長、地域ケア推進課長、地域ケア推進課担当が出席し、民生委員児童委員の活動状況等を把握し、区と区民児協の連携強化を図っています。

4. 自治会・町内会の加入促進について（全区）新規

川崎市における自治会・町内会加入率は全市で59.0%、最も低い多摩区では51.5%となっています。自治会支援のため2023年7月上旬から新たな補助金制度を導入し停滞する活動の再活性化に取り組み、若年世代の加入率向上につなげたいとしています。

災害時や地域包括ケアシステムにおける取り組みなど自治会・町内会をはじめとする

地域コミュニティの役割は非常に大切なものとなっており、自治体や地域関係団体から寄せられる様々な依頼事項は年々、その重さを増しており、自治会・町内会が本来担うべき地域コミュニティ活動を圧迫。役の重さから未加入者に加え、退会者の増加を招き、担い手不足の大きな要因となっています。

資金面での支援だけでなく個々の自治会・町内会の状況やニーズを把握し、必要とする支援の提供をするほか、自治会・町内会同士の連携を積極的にサポートするなど両面からの支援を要請します。

また、専門的職員の人材育成・配置についてもあわせて要請します。

回答 【市民文化局】

個々の町内会・自治会の状況や課題を適切に把握し、町内会・自治会同士の連携のほか、地域の様々な主体と結びつけながら活動を支援する仕組みの検討を進めるため、令和4年度に麻生区の町内会・自治会を対象に「町内会・自治会アドバイザー派遣事業」を試行実施しました。令和5年度は、本市の出資法人であり、自治組織の支援を設置目的とする（公財）川崎市市民自治財団の事業として、全市の町内会・自治会を対象に取組を開始しております。

本取組は、応募があった町内会・自治会を訪問してヒアリングを行い、状況や課題に精通した近隣町内会・自治会や市民活動団体等をアドバイザーに迎え、アドバイスをを行うことで課題解決の後押しを図るものであり、事務の中核は（公財）川崎市市民自治財団が担いますが、本市と課題を共有し連携して取り組むこととしております。また、本取組の成果を関係局区と共有し、町内会・自治会支援に関わる職員の知識向上につなげてまいります。

今後につきましても、補助制度等の資金支援と並行し、個々の町内会・自治会の状況やニーズに応じた積極的な相談支援及び連携支援など、両面からの支援に取り組んでまいります。

要請項目（道路・交通政策）

1. JR 南武線「大山街道踏切」の安全対策、渋滞緩和について（高津区）【継続】

県道14号線の大山街道踏切の手前で歩道がなくなっているために、歩行者は車道を歩き踏切を横断しており、その際に歩行者と車両が接触しやすい状況です。

また、自転車や路線バスなどの交通量も多いことから、あらゆる交通事故が想定される危険箇所であると認識しています。

さらに、南武線の運行量が多い朝夕で遮断機がおりている時間も長く渋滞が日常的に発生しています。

アンダーパス化事業に向けた調査結果によると建設道路傾斜角が10%になるなど課題は認識していますが、早期に明確なスケジュールを示していただくことを要請します。

回答 【建設緑政局】

都市計画道路溝ノ口線につきましては、平成29年3月に事業認可を取得し、事業に着手したところをごさいまして、鉄道交差点から取り付く交差点間の距離が短いことなどから、交通管理者協議が難航しておりましたが、大型車規制や滑り止め舗装などの安全対策を実施した普通道路とする内容で令和4年度に協議が完了いたしました。

今後につきましては、交通管理者との協議結果を踏まえ、鉄道事業者と交差に関する協議を行うとともに、工事着手に向けて用地取得を進めてまいります。

工事に係る期間につきましては、工事の着手後、概ね6年から7年を想定しておりますが、必要な用地が中心市街地にあたることや、鉄道直下の大規模な工事であるため、本事業の完成までには、長期間を要するものと考えております。

2. 溝の口駅南口ロータリー出入口信号の安全対策について（高津区）【継続】

都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点の渋滞対策については、平成30年度10月に地域からの要望があり、現地調査を実施し影響が確認されたとのことで信号の調整が図られましたが、渋滞の緩和には至らず、雨天時などはロータリー内が出口から入口まで混雑している状況です。

また、朝の送迎車が多い時間帯などは歩行者、自転車の通行により左折ができないことから数台しか進まず直進車も滞留し渋滞の原因となっている状況も見受けられます。

付近の高津区役所前は完全歩車分離式になっていることは安全面を考慮しての事だと考えられ、最近でも車両と歩行者の接触事故が発生しております。

課題解決に向け進捗状況の報告と完全歩車分離式への変更を強く要請します。

回答 【建設緑政局】 【高津区】

【建設緑政局】

都市計画道路野川柿生線のロータリー入口交差点につきましては、これまで渋滞対策について地域の方々から御要望をいただいた中で現地調査を実施し、横断歩道を利用する歩行者等により、高津区役所側からロータリー内へ左折する車両が円滑に進入できず、同一車線の直進車の通行に影響を及ぼしていることを確認いたしました。

交通の円滑化に向けた対策について、交通管理者と協議を行った結果、ロータリー内へ左折する車両を円滑に進入させ、直進車の通行の渋滞緩和を図るため、令和2年3月に交通管理者において歩行者の信号現示を調整いたしました。

引き続き現地の状況を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

【高津区】

溝口駅南口ロータリーの信号機につきましては、高津警察署から、2020年3月に信

号機の秒示調整を実施したことを確認しています。この際、歩車分離式の信号機の設置を検討しましたが、車両の待ち時間が増え、更なる渋滞を発生させてしまうデメリットがあることから、秒示調整を選択したことも確認しております。

3. 多摩区生田出張所入口前道路の安全対策について（多摩区）【継続】

建替えが完了し、令和3年6月に業務開始となった生田出張所は、地域のさまざまな拠点としての役割を發揮し、利用者が多く訪れますが、生田出張所入口信号から狭隘路を長い距離にわたり通行しないとたどり着かない場所にあります。

自動車と歩行者がすれすれの状況が散見され非常に危険です。

利用者が安全に安心して通行できるよう乗用車同士や歩行者が互いの発見を早めるためのカーブミラーを生田7丁目18-1付近、自動販売機横の電柱に増設することや啓発看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。

回答 【多摩区】

令和3年度に、現地調査を行い、生田出張所入口信号付近に、「危険 歩行者に注意」の電柱幕を設置するとともに、路面標示の対策を行いました。

要請内容にもあるとおり、当該場所は狭隘であるため、啓発看板やカーブミラーを設置することで、通行支障を生じる懸念が生じることから、適切な設置場所が無いもの、引き続き町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。

4. 自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動と取り締まりについて（全区）【継続】

世田谷町田線、川崎府中線、野川菅生線、野川柿生線など通勤、通学時間帯に自転車交通量が非常に多い道路を抱える北部地区では、2022年度においては高津区、多摩区が減少したものの宮前区78件（前年比+8件）、麻生区91件（前年比+23件）と前年に比べ増加しました。自転車どうしの事故や自動車、歩行者との接触事故が散見されている状況です。音楽を聴きながらの走行、スマホを操作しながらの走行、信号を無視した走行、さらに進行方向の逆走行をしていたりするなど法令違反を繰り返す自転車乗りは増加の一途をたどっています。

市民が被害者にも加害者にもなるのを未然に防ぐために、自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進と軽車両として法令違反を看過せず取り締まりの強化を要請します。

回答 【市民文化局】 【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【市民文化局】

自転車利用の安全利用につきましては、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間をはじめとした各キャンペーン等あらゆる機会を捉えて、地域の方々や警察

と連携し、チラシや自転車マナーアップの小冊子を配布するとともに、保護者や中・高校生を対象に自転車安全利用のチラシ等を配布するなど対象者を絞った啓発や、市ホームページ、市 X（エックス）などを活用した啓発を行っています。また併せて、交通安全教室での指導や、制服姿の「自転車マナーアップ指導員」が自転車交通事故多発地域を中心とした市内を巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。

本市としましても、自転車利用者が安全運転を心がけ加害者や被害者にならないよう、引き続き、関係機関・団体等と連携した啓発活動を推進してまいります。

なお、取り締まり等に関する権限につきましては、神奈川県警察で取り扱っておりますので、要請いただきましたことについて、引き続き、所管警察署と情報共有してまいります。

【高津区】

高津区では、区内全小学校を対象とした自転車の交通安全教室や中学校、高等学校でのスケアードストレイト方式による自転車教室を実施しています。また、年に2回、KANTO モータースクールで小学生を対象とした親子自転車教室を開催するとともに、秋の交通安全運動期間中には地元の高等学校と協力して、自転車の安全運転を目的とした啓発活動を実施しています。

また、一昨年度からは区独自に自転車の交通安全に関する冊子を作成し、広く配布しています。

なお、法令違反の取り締まりについては、高津警察署の管轄となりますので、御要望について情報提供しております。

今後も、地域の団体や高津警察署と連携し、交通安全教育を継続していくと共に、効果的な対策に取り組んでまいります。

【宮前区】

宮前区では、「宮前区交通安全対策協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと、交通安全の取組を進めています。

具体的には、小学生を対象とした自転車交通安全教室の開催、県民交通安全の日、高齢者交通安全の日、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間の各種キャンペーン、街頭監視など、交通安全に関わる各種啓発運動を展開しており、こうした様々な機会を捉えて、自転車のながら運転等の危険運転に関する注意喚起を行っています。

また、平成 27 年度からは中学生を対象としたスケアードストレイト（危険の直視）方式の交通安全教室を開催し、スタントマンによる自転車の「ながら運転」などの危険行為事故の実演を、生徒が目の前で直視することで、交通安全意識の高揚を図る等の取組も進めています。

御要請いただきましたことについては、宮前警察署に情報提供いたしますとともに、これら様々な危険行為の防止につながる取組を、地域住民や警察などの関係機関との連携により、推進してまいります。

【多摩区】

自転車乗りの危険運転撲滅へ向けた活動の推進として、多摩区では、小学校等を対象にした「交通安全教室」を警察とともに実施し、自転車の安全な乗り方の啓発を行っています。

また、自転車マナーアップ強化月間や各季の交通安全運動期間に実施するキャンペーン等を通じ、自転車の交通ルールやマナーの啓発を行っています。

自転車マナーアップ強化月間には、区内の管理事務所のある駐輪場や保育園・幼稚園・高等学校・大学へ啓発チラシ等の配布や啓発ポスターの掲示を依頼し、自転車事故防止等の啓発を行いました。今後も、様々な機会を通じ、広報啓発に努めてまいります。

なお、交通法令違反の取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

【麻生区】

麻生区においても、区内幹線道路等での自転車利用は多く、それに伴い関連する事故も発生しております。自転車は、便利で環境にもやさしい乗り物ではあるものの、交通ルールやマナーを無視した乱暴な運転をしていると、交通事故の加害者として相手に大きな障害を負わせたり、命を奪うなど悲惨な事故につながるおそれがあります。

麻生区では、自転車利用の危険運転撲滅に向け、警察と連携して、各季の交通安全運動をはじめとした周知啓発を行っています。今後も引き続き、これらの取組を実施することにより、利用者・歩行者双方ともに安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

5. JR 稲田堤駅新改札前道路ならびに JR 稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路の車両進入規制について（多摩区）継続

JR 稲田堤駅新改札前道路ならびに JR 稲田堤駅～京王稲田堤駅間連絡道路は朝夕人通りが多く、とりわけ南武線到着後は人の流れが車道に及び、新改札口付近は車両が全く進入できないほどの状況です。京王線への連絡道路も車両が歩行者すれすれを走行する状況が常態化しており極めて危険です。ひとたびブレーキの踏み間違いや故意による危険運転が起これば悲惨な結果につながりかねないため、ひときわ狭くなっている一方通行出口(不二家付近)は通り抜け禁止とし、JA セレサ川崎駐車場からは府中街道へ抜ける手前の道路を通行させるなどの方策や危険箇所を周知する看板を設置するなどの対策を講じるよう要請します。

回答 【まちづくり局】【多摩区】

【まちづくり局】

JR 南武線稲田堤駅につきましては、令和 6 年度の工事完成に向け、現在整備を進めており、令和 5 年 8 月に自由通路南側及び橋上駅舎の使用が開始されたところです。自由通路南側の安全対策いたしましては、朝のピーク時間帯に警備員を配置し、駅利用者の滞留による車道へのはみ出しが生じないよう誘導を行っております。引き続き、自由通路の開通に向け工事を進めてまいります。

京王稲田堤駅への連絡道路の JA セレサ～不二家の道路については、7:30～8:30 まで車両通行禁止となっていると認識しております。安全対策について、交通管理者および道路管理者に御意見をお伝えいたします。

【多摩区】

引き続き現地調査や町内会・自治会等と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。

なお、交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

6. 県道 14 号線の久本神社前から末長交番前の間の事故防止対策について（高津区）

継続

川崎都市計画道路野川柿生線久本工区については令和 4 年 3 月末において約 33%の用地取得率となっているとの報告ですが、事業完成にはまだ時間が必要であるとの認識です。

こうしたなか、久本神社前から末長交番前は朝の通勤・通学の時間帯は歩行者・自転車・自動車の交通量がたいへん多い状況です。自転車の逆走や一方通行路への進入、ガードレールのない西側は接触事故の起きる可能性も高く、非常に危険だと感じています。

事業完成までの間、歩行者スペース確保の観点から路側帯の色舗装や車線分離標の設置、自転車マナーについての啓発看板を設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。

回答 【建設緑政局】

都市計画道路野川柿生線久本工区につきましては、現在用地取得を行っており、令和 5 年 3 月末現在の用地取得率は約 48%となっております。

歩行者の安全対策につきましては、工事完成後は道路の両側に 3 m の歩道が設置されますが、工事完成までには時間を要することから、道路予定地の整備に伴い、歩行者通行スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

また、用地取得が完了していない箇所につきましては、ポストコーンの設置等、安全対策について検討してまいります。

今後も引き続き、早期の事業完成へ向けて努めてまいります。

7. 読売ランド4号踏切（百合丘1丁目）、生田3号踏切（多摩区西生田2丁目）の踏切の事故防止対策について（麻生区）継続

小田急線読売ランド4号踏切、生田3号踏切は歩行者や自転車が通るスペースがなく、車と同じ導線を通行することになり危険だと感じており、踏切の拡幅などの事故防止対策を講じるよう要請します。

回答 【建設緑政局】【多摩区】【麻生区】

【建設緑政局】

読売ランド前4号踏切及び生田3号踏切につきましては、歩行者の安全確保に向けて、自動車運転者に注意を促す看板の設置を行っております。踏切道の安全対策は本市といたしましても重要と考えておりますので、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

【多摩区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

【麻生区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて所管警察署へ情報提供してまいります。

8. 第2橋踏切の安全対策について（高津区）新規

JR 南武線第2橋踏切は歩行者通行帯があるものの、駅に近いこと、複数学校が存在していることもあり歩行者、自転車の通行量が多い。車両が通行する際は狭く接触の危険性があるため踏切の拡幅や人車分離方式への変更を要請します。

回答 【建設緑政局】

JR 南武線第2橋踏切につきましては、歩道と車道の通行区分の明確化を図るため、路側帯のカラー舗装を設置してきたところがございます。踏切道の安全対策は本市といたしましても重要と考えておりますので、引き続き、鉄道事業者と連携を図りながら、状況に応じて可能な安全対策の検討を行ってまいりたいと考えております。

9. 梶ヶ谷交差点（末長1丁目ファミリーマート川崎下作延店付近）の信号現示調整

（高津区）継続

信号と信号の距離が短い上にタイミングが悪いため宮前方面から来た車が2台ほどしか合流できず、流れが滞るため信号の現示調整などの対策を講じるよう要請します。

回答 【高津区】

信号の調整に関しましては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

10. KANTOモータースクール溝ノ口校前の歩道拡幅（高津区）【継続】

現状は歩道の上にガードレール、さらに電柱があるため、一人分の幅しかなく、直行が不便で人が滞留しています。通勤、通学時間帯は人も自転車も非常に多く危険な状況も見受けられているため、歩道の拡幅を要請します。

回答 【高津区】

歩道の拡幅につきましては、道路の拡幅計画はございません。

当該箇所につきましては、横断防止柵を設け、歩行者の安全な通行を確保しているところですが、歩道内の電柱につきましては、移設に向けた協議調整を関係企業者で行ってまいります。

11. 溝の口駅南口ロータリーの進入規制について（高津区）【継続】

溝の口駅と末長3丁目の富士通ゼネラルとを結ぶ連絡バスは、溝の口駅南口広場が整備されるまで、長期に渡って進入許可が出ていたが、広場が整備されてからロータリー内に進入・停車が出来なくなりました。そのために溝の口駅側の乗降場所は県道14号線の久本1-4-31付近となっています。ここで関係者がバスを待つこと、連絡バスが停車することによって、歩道および車道の妨げになっている。また、連絡バスが溝の口駅側から富士通ゼネラルへ向かう際、広場へ進入出来ないために、遠回りして幅の広い坂道を運行せざるを得なくなっています。これにより歩行者や自転車の通行を妨げ、接触事故発生リスクの上昇、排ガス増加による環境への悪影響が生じています。

連絡バスの広場への進入・停車の認可が、上述の課題の解消に直結すると考えており、改善を求めます。なお、昨年度回答として「公益性が低い」「路線バス等への影響が大きい」とありましたが、改善要望提出にあたっては、当該箇所における道路管理者や民間バス事業者等にヒアリングを行い、いずれも「特に大きな問題は無い」との見解が示されたことから、路線バス等への影響は軽微だと認識しています。また、特例子会社を持つ富士通ゼネラルの連絡バスは、必ずしも顧客や取引先だけでなく、福祉団体や川崎市の関係者なども多く利用していることから「公益性が低い」との指摘は必ずしも適切

ではないと捉えています。長期に渡り進入が許可されていた溝の口駅南口広場の整備前と、進入が認められなくなった整備後とで、公益性などに関する基準に変更があるのであれば、あわせて具体的な回答を要請します。

回答 【高津区】

高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

1 2. 蔵敷交番前交差点手前の幅員調整について（宮前区）【継続】

稗原方面から溝の口方面へ向かい、蔵敷交番前交差点手前は車両が2台並列で並ぶには狭く、右折車が複数台並ぶと直進・左折車が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。

中央線を引き直し、溝の口方向の幅員を拡げ渋滞緩和を図るよう要請します。

回答 【建設緑政局】

本市では、市内の交通の円滑化に向けた取組として、早期に事業効果の発現が期待できる市内の主要な渋滞箇所において、現道の幅員内における付加車線の設置及び延伸、信号制御の改善など即効的な対策による取組を進めており、現在は令和7年度までを計画期間とする第4次緊急渋滞対策に取り組んでいるところでございます。

蔵敷交番前交差点につきましては、市道宮前9号線の溝口方面へ向かう車線は、付加車線（右折帯）が現状ないことから、同渋滞対策の候補箇所として、現在、混雑の緩和に向けて、交通管理者との調整や検討を行っているところでございます。

1 3. 平瀬踏切西側交差点の幅員調整について（高津区）新規

野川柿生線を溝の口方向から宮ノ下方向へ向かい、平瀬踏切西側交差点は車両が2台並列で並ぶには狭く、踏切先の信号機が近いことから朝夕の時間帯や雨の日などは踏切が開いている時間が短く、右折できずに停車したままの車両が多く見受けられます。右折車が複数台並ぶと直進が滞留し、朝夕しばしば渋滞を引き起こしています。

右折禁止や時間規制も難しいことから中央線を引き直し、宮ノ下方向の幅員を拡げ渋滞緩和を図るよう要請します。

回答 【高津区】

平瀬踏切西側交差点の溝口方向から宮ノ下方向へ向かう車線につきましては、今後、朝夕の混雑の解消に向けて、交通管理者との調整や検討を行ってまいります。

1 4. 高津区溝の口1-24-16付近の横断歩道の移設について（高津区）【継続】

高津区溝の口1-24-16付近の横断歩道は狭く見通しが悪いこと（二ヶ領用水沿い

の歩道から見て)もあり、自転車と接触する危険があります。また、二ヶ領用水から横断するのに不便なこともあり、横断歩道の利用者が非常に少なく、自動車との接触事故の可能性もあります。使いづらことから自転車の斜め横断も散見され、横断歩道を通行中の歩行者と接触しそうになっている状況が見受けられます。

見通しが良く、渡る際の待機場所も広くなることから、横断歩道を二ヶ領用水沿いの歩行者専用道路間を結ぶように移設するよう要請します。

回答 【高津区】

横断歩道の移設に関しては、高津警察署の管轄になるため、御要望について高津警察署に情報提供いたします。

15. 宮前区犬蔵交差点の右折矢印信号現示調整（宮前区）継続

宮前区犬蔵交差点は東名高速道路川崎 IC 出口からの合流があり通行車両が多く、府中街道や世田谷町田線へ右折で抜ける交差点ということで、昨年度、宮前平駅方向から向ヶ丘遊園方向への右折レーンの距離が延長されました。しかし、以前は朝夕の特段車両が多い時間帯は右折信号の現示時間を長く設定し右折車両の滞留をさばいて渋滞を回避していましたが、現在は一定の現示時間となっており右折車両の渋滞の列が延びて直進、左折が1レーン潰れて混雑の要因となっている状況にあります。慢性的な渋滞の解消を測るため、朝夕ラッシュ時は以前のように右折現示時間を少し長く設定するよう要請します。

回答 【宮前区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

16. 宮前区長沢交差点と隣接信号機の信号現示調整（宮前区）継続

宮前区長沢交差点は浄水場通り清水台方向への直進・右折が時差式信号機となっているが、長沢交差点の一つ先の隣接信号機が赤になってもしばらく青の現示となっています。

信号間の距離が短いため一定数の車両が進入することで滞留し、聖マリアンナ方面からの信号機が青になっても3、4台しか右折車両が進めない状況が発生しています。

また、時差が長いいため世田谷町田線方向への車両が滞留し尻手黒川線市バス営生車庫付近まで渋滞することが、ほぼ平日毎朝発生しています。朝夕の混雑時は渋滞の原因となっているため、浄水場通り清水台方向の時差秒数を短縮し、世田谷町田線方向への青現示延長と隣接する信号機の現示延長を要請します。

回答 【宮前区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。"

17. 鷺沼駅前交差点の信号現示調整（宮前区）新規

鷺沼駅前交差点はフレル鷺沼側からの青信号現示が短く、横断歩道の歩行者も多いことから滞留し、車両がスムーズに進行しにくい状況となっていることから、フレル鷺沼側から鷺沼駅前方向への青信号現示延長を要請します。

回答 【宮前区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

18. ヨネッティー前、王禅寺処理センター前の信号現示調整（麻生区）新規

尻手黒川線ヨネッティー前、および付近の王禅寺処理センター前信号機は歩行者信号が赤現示になると同時に黄色現示となりタイムラグが存在しません。こうしたことから地理不案内車の急ブレーキの原因となるなど危険な状況が見受けられます。

他の信号機同様、歩行者信号赤現示から一定のタイムラグを設け黄色現示とするよう要請します。

回答 【麻生区】

信号機の運用に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、麻生警察署に情報提供いたします。

19. 菅生小学校前平瀬川沿い車道の改修について（宮前区）継続

宮前区菅生1丁目9の菅生小学校前平瀬川沿いの車道は野川柿生線からの抜け道として車両の往来が多いが、道路の陥没箇所が多く、非常に深い箇所もあるなど危険です。

菅生1丁目4付近から途中までは改修がなされてはいるものの、その先の区間において補修の跡はみられるものの、二輪車や自転車など発見が遅れれば転倒の危険もあり、早急な改修を要請します。

回答 【宮前区】

引き続き次年度以降も補修してまいりたいと考えております。

20. 末長4丁目12付近交差点の啓発看板の設置について（高津区）継続

南北に止まれはあるものの東西からの見通しが悪く、東西の往来側が止まらなければ事故に繋がるような状況が散見されています。

小学生の登校時間帯はボランティアと思われる方が交通誘導をしていますが、長期休み期間は無人、また、夕方や夜は南北の車や自転車等が徐行程度で走行している様子が多々見受けられ危険です。

昨年度、信号機設置について要請し設置困難との回答でしたので、歩行者、自転車の安全確保の観点から自動車、自転車向けの啓発看板の設置を要請します。

回答 【高津区】

交差点の啓発看板の設置につきましては、関係局と協議してまいります。

2 1. 下野毛入口の安全対策について（高津区）新規

下野毛入口信号付近は近くに運送会社が多いことから大型トラックの通行も頻繁であるにもかかわらず、歩道が非常に狭くガードレールも無いため危険な状況にあると認識しています。歩行者、自転車との接触事故防止の観点から車線分離標を設置するなどの安全対策を講じるよう要請します。

回答 【高津区】

下野毛入口信号付近の安全対策につきましては、車線分離標を設置するには道路幅員が狭いので、現在歩道形態となっている外側線の内側にグリーンベルトのカラー舗装を行うための予算要求をしてまいります。

2 2. 路上駐車を取り締まり強化と重点活動区域への指定について（宮前区）継続

宮前区宮前平では、宮前図書館・区役所は交通監視員活動ガイドラインにおいて重点地区に指定されているものの第2公園や第3公園は指定されておらず路上駐車が常態化しており、子どもや高齢者が歩行時や自転車走行時において通りづらく危険な状況が見受けられています。路上駐車を取り締まり強化と交通監視員ガイドラインにおける重点区域への指定を要請します。

回答 【宮前区】

違法駐車を取り締まりに関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

2 3. 自転車の LED ライト上向き防止の啓発と明る過ぎるライト禁止の規則制定について（全区）継続

現在、夕方、夜間において特に歩道内における対向で LED ライトが点灯している自転車はほぼ上向きになっています。対向からライトの光が顔に当たるため前方が見えなくなり、近づいてくる自転車と接触しないよう立ち止まらないといけない状況です。

自転車のライトに関しては照射距離と明るさに道路交通規制があるもののライトの向きと明る過ぎる点に制限や規制がありません。

自転車の LED ライト上向き防止の啓発活動と明る過ぎるライトの禁止に関する規制を制定するよう要請します。

回答 【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【高津区】

道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

【宮前区】

道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、宮前警察署に情報提供いたします。

また、小学生を対象とした自転車交通安全教室の開催、県民交通安全の日、高齢者交通安全の日、各季の交通安全運動期間や自転車マナーアップ強化月間の各種キャンペーン、街頭監視など様々な機会を捉えて、自転車は車道通行が原則となっていること等、自転車の運転に係るルールとマナーについて引き続き広報、啓発、注意喚起に取り組んでまいります。

【多摩区】

道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

【麻生区】

道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

24. 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）に関する改正に伴う安全教育の徹底について（全区）新規

2023 年 7 月 1 日から電動キックボード等の交通方法に関する規定が改正され 16 歳から免許不要で乗れることとなりましたが、交通ルールや罰則などの安全教育の徹底や安全利用に関して周知が不足しています。こうしたことから飲酒運転による書類送検の事例などが起きており、将来的に自転車同様の利用実態となる状況を防止するために早期に安全教育の徹底や安全利用に関する啓発の推進を要請します。

回答 【市民文化局】

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルールの周知につきましては、市ホームページやメールニュース等で情報発信を行っているほか、イベント等において、安全利用に関するコーナーを設け、法改正を含めた啓発を実施いたしました。

引き続き、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施し、警察や関係機関と連携しながら安全利用について周知するとともに、今後の市内の普及状況に応じた交通安全教育等を実施してまいります。

25. 幸多摩線（多摩沿線道路）の安全対策について（高津区・多摩区）新規

川崎市主要地方道幸多摩線は貨物車の通行が多く、乗用車も含めた交通量が多いことから朝夕は日常的に混雑する路線となっています。

一方、信号機や横断歩道が少ないことが影響し、これらの無い場所での歩行者の横断が多く、特に夜などは暗い箇所が多いことから発見が遅れ相互に危険な状況となっています。

路線の特性上、信号機の設置とまではいかなくとも街灯設置や横断危険箇所のネットフェンス設置などの対策を要請します。

回答 【建設緑政局】

本市では、交通管理者などの関係機関と定期的に情報交換を行っており、その中で、過去の事故データに基づき、事故が発生した箇所や地域住民から安全対策の要望があった箇所につきましては、安全対策についての検討を行い、交通管理者などの関係機関と連携しながら、道路管理者として必要なハード対策を講じているところでございます。また、交通死亡事故が発生した場合には、交通管理者からの情報提供に基づき、適宜、関係機関等と連携しながら、現地の状況を確認し、必要な安全対策を実施しているところでございます。

街灯(道路照明灯)につきましては、国が定めている「道路照明施設設置基準」に基づき、夜間における交通事故を防止するため、交通量の多い幹線道路や交差点などに、車道の照度基準を確保するよう設置しております。

今後も引き続き、道路の安全対策の推進に取り組んでまいります。

26. 高津区子母口住宅交差点付近の安全対策について（高津区）新規

子母口綱島線子母口から子母口住宅交差点間は一方通行で交通量もあるにもかかわらず、歩道の整備などの安全対策が講じられていません。

路側帯のカラー化はされておりますが歩道の整備、ガードレール、車止め、車線分離標などの安全対策を講じていただくよう要請します。

回答 【高津区】

子母口綱島線子母口から子母口住宅交差点間の安全対策につきましては、今後、交通管理者と調整を図りながら、車線分離標の設置を検討してまいります。

27. 宮前区小台1丁目8-1付近Y字路の安全対策について（宮前区）新規

宮前区小台1丁目8-1付近のY字路は「止まれ」が旧大山街道手前にあるのみとなっておりY字の手前に「止まれ」が無いこと、見通しが著しく悪いことが要因となり歩行者、自転車、自動車の事故の危険性が高い箇所となっています。

安全性確保の観点からミラーの設置などの安全対策を講じるよう要請します。

回答 【宮前区】

安全性が確保されるよう対策を実施してまいりたいと考えております。

28. 生田駅付近世田谷町田線の安全対策について（多摩区）新規

世田谷町田線生田歩道橋から生田東高校交差点間は交通量が多いのに対し、車道と歩道の幅員が狭いこともあり常に接触の危険性を感じながら通行している状況です。

安全確保の観点から歩道の安全対策を講じるよう要請します。

回答 【建設緑政局】

本市の都市計画道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、令和11年度までを計画期間とした「第2次川崎市道路整備プログラム後期(令和4～11年度)の取組」を定め、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し、取組を進めているところです。

世田谷町田線につきましては、多摩区内では、登戸、生田の2工区を本プログラムに位置付けております。

生田工区につきましては、令和11年度までの事業着手を目指してまいります。

今後も引き続き、本プログラムに基づき、道路の整備に取り組んでまいります。

29. 多摩区中野島6丁目付近の安全対策について（多摩区）新規

多摩区中野島6丁目「薬のナカヤマ」前付近は緩やかなカーブになっている箇所だが、自動車、二輪車がスピードを落とさず通過する状況が散見され危険な状況です。

カーブミラーと片側に車止めが設置されているものの住民や多くの生徒児童が通学する箇所として歩行者がひと際多いだけに、もう一步踏み込んだ対策を講じていただきたいと思います。

車両向けに減速帯（ハンプ）の設置や路面標示材による屈曲や狭窄の視覚効果で速度

を低減させるなどの対策を要請します。

回答 【多摩区】

道路交通規制に関しましては、交通管理者である警察の所管となりますので、御要請いただきましたことについて、引き続き所管警察署と情報共有してまいります。

30. 世田谷町田線新百合ヶ丘から柿生間の4車線化について（麻生区）新規

都市計画道路に位置付けられている世田谷町田線は麻生区内において麻生警察署前交差点から町田市との境まで川崎市による拡幅工事が計画されており、4車線化に向けて段階的に工事が進められております。

古沢交差点から片平交差点までの間は用地確保が進み工事に進捗がみられるものの、片平交差点から上麻生交差点までの間は工事に停滞感がみうけられます。早期の実現を要請するとともに進捗状況やスケジュールの報告をお願いします。

回答 【建設緑政局】

本市の都市計画道路の整備につきましては、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、「第2次川崎市道路整備プログラム（平成28～11年度）」に基づき、客観的な指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定することにより、整備箇所の重点化を図りながら取組を進めているところです。

麻生区内の都市計画道路世田谷町田線（津久井道）の拡幅整備（片側2車線）につきましては、片平工区（麻生警察署前交差点～片平2丁目交差点付近）、上麻生Ⅰ期工区（片平2丁目交差点付近～柿生駅北口バス停付近）及び上麻生Ⅱ期工区（柿生駅北口バス停付近～町田市境）の区間において事業を進めております。片平、上麻生Ⅰ期の両工区につきましては、整備に必要な用地が全て確保されたことから、現在、令和7年度までの完成に向けて道路拡幅整備工事を進めております。

また、上麻生Ⅱ期工区につきましては、平成31年1月に事業認可を取得し、令和5年3月末時点での用地取得率は約31%であり、現在、関係地権者と用地取得に向けた交渉を行っているところです。

31. 宮前区平2丁目平間、尻手黒川線土橋宮前平ガード下間の道路補修について

（宮前区）新規

宮前区平2丁目から平交差点間の堰下バス停付近は轍で雨が降ると通行者に水撥ねをおこしています。

同様に尻手黒川線土橋から宮前平ガード下間（サイゼリア入口付近、佐脇紙器出入口付近、交差点横断歩道そば、エネオスGSそば等）も水溜りができる箇所が多く、車線いっぱい使用して走行するバスや大型車が通行する際に水撥ねをおこしています。

道路交通法上の違反行為にあたることから路面の平坦化などの補修を要請します。

回答 【宮前区】

宮前区平2丁目から平交差点間については、次年度に補修してまいりたいと考えております。

尻手黒川線の土橋から宮前平ガード下間については、適切に補修してまいりたいと考えております。

要請項目（生活環境政策）

1. コミュニティ交通導入の取り組みについて（全区）【継続】

丘陵地の多い川崎北部地区4区においては、高齢者や身体の不自由な市民には階段や坂道の上下りは身体的に負担も大きいこと、雨天時には両手を自由に使うことができないため転倒し怪我につながる可能性もあること。

また、真夏の日中には熱中症になる可能性も高く人命にかかわる深刻な事態に直結することから、公共交通環境の整備は喫緊の課題ととらえています。

しかしながら、コロナ禍における生活様式の変更を受け、公共交通事業者は採算性向上をうたい便数は減少傾向が続いています。

北部地区4区では、それぞれの特性を生かした地域公共交通の充実を目指して住民と運行事業者が連携しコミュニティ交通が本格運行されています。新百合ヶ丘駅周辺におけるオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の運行などで地域の課題解決を図る取り組みも進められてきました。

さらに、麻生区片平地区におけるコミュニティ交通「CAP」、宮前区平地区におけるコミュニティ交通「つばめ号」、中原区と高津区の一部におけるデマンド交通「チョイソコ」などが導入に向けて実証実験されました。

引き続き、北部地区4区の立地的課題と既存交通の縮小傾向を踏まえ、コミュニティ交通は欠かすことができない地域公共交通であるとの認識のもと、各区において2022年3月策定の「コミュニティ交通導入に関する手引き」のガイドラインに沿ってトライアル制度などが活用されるよう積極的に周知を進め、導入のサポートを担い地域の活性化に繋げていくよう要請します。

また、具体的に協議会などの立ち上げについて取り組みがありましたら報告をお願いします。

回答 【まちづくり局】

コミュニティ交通につきましては、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和4(2022)年3月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業

者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を推進しております。

本年度は、宮前区平地区において昨年度の試験運行結果を踏まえた運行実験や昨年度から継続し、中原区と高津区の一部におけるオンデマンド交通の実証実験などの取組を推進しているところでございます。

今後も、こうした取組などを通じて、持続可能な地域交通環境の向上に取り組んでまいります。

2. 巡回・パトロール、危険箇所の改善強化（全区）【継続】

2019年5月28日の朝に多摩区の小学生が犠牲になった無差別殺傷事件を背景に、子どもや市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりが喫緊の課題であると認識しています。

また、近年登下校時に児童が巻き込まれる自動車事故が頻発しており、どのように安全対策を講じていくかが議論となっています。

日頃から警察・行政・自治会や地域住民などが協力して積極的に監視体制を強化してこられた具体的対策や評価などについての報告と通学路危険箇所の改善を図るよう要請します。

回答 【教育委員会事務局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【教育委員会事務局】

通学路の安全対策については、毎年、「川崎市通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校からの通学路の改善要望に対し、警察や道路管理者等関係機関で構成する「川崎市通学路安全対策会議」の各区部会において、現地確認を行うとともに対応を協議し、対策を適宜実施しています。また、登下校時に児童を見守る地域交通安全員の配置、区役所・警察による交通安全教室の開催、警察OBであるスクールガード・リーダーによる通学路の巡回、警察等関係機関による登下校時の巡回パトロールの実施、「子ども見守りの日」における警察・町内会・自治会等の連携による児童の見守りや、関係機関の協力による「防犯パトロール中」のステッカーを車両に掲出した活動の実施などの対策も講じるなど、地域全体で子どもたちを見守る取組も行っております。

今後も、保護者・地域・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

【高津区】

高津区では高津警察署や地域の防犯パトロール隊と連携し防犯パトロールを強化すると共に、青色回転灯を付けた公用車での巡回を定期的実施し、登下校時の見守り活動を実施しています。

また、地域の交通団体と連携し、毎月2回の早朝街頭指導や主要交差点での見守り活

動を行い、交通安全に対する取組みを推進するとともに、毎年、通学路安全対策会議に参加し、各学校から要望のある危険箇所の対策を教育委員会や高津警察署と協力して、検討、実施しています。

今後も地域の団体や高津警察署と連携し、効果的な活動を企画し、実施していきます。

【宮前区】

宮前区では、「宮前区安全・安心まちづくり推進協議会」を中心とした関係団体・機関の御協力のもと防犯対策を含む安全・安心に関わる取組を進めています。

具体的には、青色回転灯を装備した公用車による防犯パトロールの実施、防犯活動を支援するための防犯パトロール用品の貸与、落書き等の秩序違反行為を放置することが犯罪を誘発するという観点から、町内会・自治会等に対して、落書き消し用の溶剤や塗料、手袋、マスク等道具類の貸与・提供などを行っております。また、犯罪に強いまちをつくるには、一人ひとりが地域の中で信頼関係を築くことが大切であることから、地域の中でも核となる学校を中心として、「あいさつ」を交わしあい、人と地域の輪を広げていく学校と地域が行う「あいさつ運動」を支援しています。

また、警察・行政・学校による通学路安全対策会議や子ども安全・安心協議会、地域パトロールにより出された通学路危険箇所について、電柱幕や路面標示による対策を行っております。

今後も、地域住民や警察などの関係機関との連携により、地域の方々が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

【多摩区】

多摩区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するため、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「多摩区安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、青色回転灯パトロール車によるパトロール、防犯ベストを着用したパトロールなど、地域での自主防犯活動を推進しています。

事件後は、毎月28日を「多摩区子ども見守りの日」として、警察、消防、区役所が連携し、パトカー、消防車、青色回転灯パトロール車によるパトロールを実施するとともに、小学校の校門に警察官が立つなど見守り活動を強化しています。

また、車両に貼付する「防犯パトロール中」マグネットシートや「地域安全」キャップ（帽子）を作成し地域団体等に貸与することで、見守りの目を増やす取組も実施しています。

児童の交通安全対策としては、通学路の危険な箇所を点検、改善する取組を、学校など関係機関と連携して実施しています。

引き続き、関係機関と連携しながら安全性向上の取組に努めてまいります。

【麻生区】

麻生区では、安全・安心な地域環境づくりを推進するために、地域団体、事業者、警察及び行政等からなる「麻生区安全安心まちづくり協議会」を設置し、地域の団体に対してパトロール用物品の貸与をし、防犯活動を支援しております。更に、新たに開始した「わんわんパトロール」事業では、ペットを飼育している個人登録者に対して専用物品を貸与し、地域の防犯パトロールに協力を得ています。又、青色回転灯をつけた車両による登下校時間帯のパトロール活動を強化している他、その他の公用車にも「パトロール実施中」のマグネットステッカーを貼付し、業務で地域を巡る際にパトロールの意識を持って走行するよう努めております。

この他、地域における犯罪抑止の観点から、研修を開催する等、今後も区役所によるパトロールと共に、地域での防犯・見守り活動の支援を推進してまいります。

また、毎年、区内小学校、警察、行政で連携のもと、通学路における危険箇所の点検を実施し、改善要望のあった箇所について検討・対応を行っています。その他、小学校区毎に危険箇所を記した「せいふていマップ」を作成又は3年毎に記載情報の改訂を行い、区内小学校に配布し、父兄からも高い評価を受けている所でございます。今後についても関係機関と連携し、通学路における安全確保を図ってまいります。

3. 自転車ヘルメット着用推進の独自取り組み（全区）新規

令和4年4月27日「道路交通法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から自転車を利用するすべての人の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されることとなりました。

自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っていると言われております。また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時と比較すると約2.3倍も高くなることが分かっていることから、命を守るために、努力義務化に至りました。

川崎市内においても2022年度自転車関係事故発生件数は865件と（前年度比+14件）と増加し、市内の交通事故発生件数に占める割合は、約33.4%となっています。

ヘルメットを購入する際に補助金を給付する自治体もあることから、自転車事故による犠牲者を減少させ着用者を増やすために高校生以上、市内在住者などを対象とし購入費用の補助制度が確立されるよう要請します。

回答 【市民文化局】

自転車乗車時のヘルメット着用率の向上が交通事故死者数の減少に大きく寄与すると認識しておりますが、自転車交通事故を減少させるためには、ルール・マナーを遵守し、交通事故を未然に防ぐことが重要であると考えております。川崎市では自転車ヘルメット購入にかかる費用補助等を実施する予定はありませんが、引き続き、自転車ヘルメット着用を含めた、自転車利用者への交通ルールの周知とマナーの向上に向けた広報

啓発を実施してまいります。

4. 路上喫煙防止に向けた取り組み（全区）【継続】

「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」が施行されて以降、路上喫煙防止に向けた啓発活動や巡回活動、健康志向の高まり等により路上喫煙者数は大幅に減少しており、喫煙者全体のマナーも大幅に改善していますが、一方、未だに路上喫煙防止重点区域において喫煙している人が散見しています。

北部地区は東京や横浜のベッドタウンとして、幅広い年齢層の市民が在住しており、そこには幼稚園や小学校があり通学する生徒が多くいます。

子どもたちが受動喫煙や、やけどなど煙草の被害者にならないよう、環境の整備は不可欠です。引き続き路上喫煙防止に向けた広報・啓発活動等の徹底と強化を要請します。

回答 【市民文化局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【市民文化局】

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行いたしました。

条例施行以降、市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行うとともに、路上喫煙防止指導員の巡回活動により路上喫煙者への注意・指導を行っています。

しかしながら、いまだに路上で喫煙をする者がいることから、今後も指導員による注意・指導の徹底を図るとともに、引き続き広報・啓発活動等に取り組んでまいります。

【高津区】

高津区では川崎市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、区内の主要駅周辺で毎月、キャンペーンを実施しています。

引き続き、路上喫煙防止に向けた広報、啓発活動に取り組んでまいります。

【宮前区】

宮前区内では、「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」の施行以降、区内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や注意喚起の電柱幕の掲出など、市と連携しながら路上喫煙防止に向けた啓発活動を行っています。しかしながら、いまだに路上で喫煙する人がいるため、今後も市と連携しながら、引き続き広報、啓発、注意喚起に取り組んでまいります。

【多摩区】

多摩区では、毎月、区内の主要駅周辺で、路上喫煙防止キャンペーンを実施しています。また、注意喚起のプラスチック看板等を設置するなど、路上喫煙防止に向けた啓発活動も行っています。

今後も、引き続き関係機関と連携しながら路上喫煙防止の取組に努めてまいります。

【麻生区】

麻生区においても、関連条例の制定・施行により、主要駅周辺における路上喫煙防止禁止重点区域の指定の他、区内での路上喫煙の防止に向けて取り組んでおります。しかし一方当該重点区域をはじめとした区内各所での喫煙が依然として見受けられます。

そうしたことから、多くの区民が利用する主要駅周辺での清掃・啓発活動を行なっている他、区内鉄道駅周辺等での周知啓発活動を実施しています。

今後におきましても、環境保全等の観点から重点区域をはじめとした区内での路上喫煙防止での啓発等活動を実施し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。

5. 喫煙所の受動喫煙防止対策について（多摩区、高津区）継続

向ヶ丘遊園駅喫煙所は、車道のすぐ横にあり、自動車が停止した際に風向きによって煙が車内に入ったり、二輪車や自転車の運転者にかかったりしているなど、2020年4月に改正された健康増進法における「望まない受動喫煙を防止する」取り組みの観点から相応しい場所とはいえ、さらに喫煙者がガードレールに腰掛けながら喫煙するなど危険な状況も見受けられます。また、溝の口きらりデッキの喫煙所は植栽がパーティションの代わりとなっているものの、役割を果たしておらず煙が漏れています。

タバコの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減を考慮する観点からも道路側に溝の口駅南口喫煙所同様の高いパーティションを設置するよう要請します。

回答 【市民文化局】

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

指定喫煙場所は、条例により重点区域での喫煙を制限する一方で、喫煙自体は違法ではないことから、喫煙者、非喫煙者の共存を図るために、歩行者動線を外れて歩行者の

安全を確保できる場所へ必要最小限の数を設置しています。

また、指定喫煙場所には、喫煙者を特定の場所へ誘導することにより、重点区域内の路上喫煙やポイ捨てを減らす目的があり、駅から遠く離れた場所に設置するとその目的を果たさなくなる可能性があることから、駅周辺に設置しています。

溝口駅前キラリデッキ上の喫煙所及び向ヶ丘遊園喫煙所について、スペースの確保に課題があり、移設することが困難な状況になりますが、たばこの火からの安全確保のみならず、煙による不快感の軽減等を考慮して、状況の改善に向けた検討を行ってまいります。

6. 公園での喫煙防止条例独自策定について（全区）新規

川崎市の公共施設における喫煙については「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われているとのことですが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっておらず、配慮して控えてもらうよう要請しています。

学校、病院等は第1種施設に区分されていることから敷地内禁煙となっていますが、公園は禁止されていないのをいいことに喫煙者が後を絶たない状況となっているばかりか、川崎市ホームページのよくある質問でも是認している状況にあります。

一般的な市民感情から鑑みてもタバコが公園にそぐわない場所であることは明白だと考えます。

子どもたちだけで平日から多く集まる可能性のある市内1,059（730箇所）箇所の住区基幹公園、都市基幹公園6箇所（3箇所）、特殊公園5箇所（4箇所）の合計1,070箇所を独自に喫煙防止とするよう要請します。

※（ ）内は北部4区の合計数

回答 【建設緑政局】

公共施設における喫煙については、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき対策が行われていますが、公園は喫煙禁止の対象施設とはなっていないことから、禁止とはしていません。

そのため、公園内での喫煙については公園利用者のマナーとして、他の公園利用者の方々に迷惑にならないようお願いしているところです。

今後につきましては、分煙や禁煙等の公園内における喫煙に関するルールについて、検討を行ってまいります。

7. 京王稲田堤駅ホームの安全対策について（多摩区）継続

京王線稲田堤駅ホームは大きくカーブしており、車両とホームの幅が広く人の落下事故の危険性が高いと認識しています。

これまでも転落防止対策を施し利用者の安全性を確保してきたと存じますが、抜本的

な解決には至っておりません。

引き続き、ホームドアの設置が完了するまでの間、これまでの対策に取り組むとともに進捗状況などの報告を要請します。

回答 【まちづくり局】

ホームドアの設置について、京王電鉄からは「利用者が1日10万人以上の駅への設置を優先的に取り組んでいる。全駅にホームドアを整備するための検討を進めていくが、ドアの荷重に耐えるためのホーム補強が必要になる等の課題が多く、整備には相当の時間を要する」と伺っております。

京王稲田堤駅につきましては、同社により転落防止ゴムの設置やホーム高さの改修の対策が実施されているところでございますが、本市といたしましては、引き続き、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じて、ホームドアの設置に向け、同社に対し要望してまいります。

8. 横浜市高速鉄道3号線の延伸について（麻生区）継続

市民の関心が高く、様々な効果が期待される横浜市高速鉄道3号線については概略ルート・駅位置が協議、調整し合意されていますが、本事業の効果が最大限に発揮されるよう新駅付近の基盤整備や街づくりに市民・住民の要望に配慮しながら取り組みを推進すること。

さらに、相鉄・東急直通線(横浜市港北区)や外環道(東京都調布市)の工事などで陥没事故が発生しているなどから、騒音や安全性に関する住民不安の解消に最大限努めること。その進捗とスケジュールを丁寧に説明することを要請します。

また地域資源を活用し、賑わいを創出するなどの活性化に資する取り組みを強く推進するようあわせて要請します。

回答 【まちづくり局】

横浜市高速鉄道3号線(横浜市営地下鉄3号線)の延伸につきましては、横浜市と連携し、国や関係者との協議・調整を進めるとともに、今後の行政手続きを見据え、ルート・駅位置等の具体化に向けた調査・設計の深度化などについて検討を進めているところでございます。

建設工事の安全に対する考え方につきましては、横浜市からは、「鉄道の新線建設において、安全の確保は最重要課題と受け止めている。土質調査の結果や、他の陥没事故の調査結果により得られた知見も含め、延伸区間の建設計画に反映していきたいと考えている。また、事業の進捗にあわせて、地域の皆様に丁寧な説明を行い、事業へのご理解とご協力をお願いしていく」と伺っております。

本路線につきましては、市民の関心も高く、一日も早い開業が望まれておりますので、

引き続き横浜市と連携して、適宜、市民の皆様へ情報提供しながら、早期の鉄道事業許可取得に向け、必要な手続き等を着実に進めてまいります。

新百合ヶ丘駅周辺のまちづくりにつきましては、ハード・ソフト両面での総合的な取組を段階的かつ計画的に推進しており、現在、時代のニーズに応じた都市機能の集積、駅周辺の交通環境の改善、個性と魅力にあふれたまちづくりの取組をすすめているところです。

今後につきましては、これまでのまちの成り立ちや地域資源を踏まえつつ、横浜市高速鉄道3号線延伸など周辺環境の変化に合わせ、魅力ある広域拠点の形成に向けた取組を推進してまいります。また、適時適切なタイミングで、関係する方々への情報提供を行うとともに、地域の皆様や関係事業者の方々などの御意見をお伺いし、総合的な観点から令和6年度のまちづくり方針策定に向け、検討を進めてまいります。

9. 市営自転車等駐輪場の定期利用枠の拡大と新設について（宮前区・多摩区・麻生区）

【継続】

近年、コロナ禍における公共交通利用の敬遠や健康志向から自転車での通勤、通学が増加している傾向にあり、それにあわせて駅周辺の駐輪場の利用者も増加している状況です。

しかしながら一時利用での駐輪は可能なものの、継続的な利用が想定される定期利用となると枠の空きを待つのに申請後から数年かかる見込みとなっています。

特に宮前区の宮崎台周辺駐輪場140台、鷺沼駅第4施設94台、多摩区の稲田堤駅第1施設237台、登戸駅第3施設118台、麻生区の新百合ヶ丘駅第1施設175台・柿生駅第1施設92台などをはじめ各駅の他の施設でも多くの定期利用待ちが発生しており、市民の要望に応えられていないのが現状です。また一旦定期利用枠を獲得後は定期利用が必要でなくなった後も本人が使用していることにして知人などが使用しているケースもあると伺います。利用と継続に関するルールの再構も必要ではないかと思えます。需要と供給のバランスを図るべく、一時利用と定期利用の枠の配分を見直し、市営自転車等駐輪場の定期利用枠を拡大するよう要請します。

また、施設の新設も視野に入れ検討するよう要請します。

回答 【建設緑政局】

本市では、市内各駅周辺の市営及び民営を含めた駐輪場について毎年調査を実施し、利用状況を把握しており、駅に近く、より利用しやすい駐輪場においては定期利用希望者が多く、一定の期間お待ちいただいている状況です。

定期利用の適正な運用にあたりましては、定期の契約時において、定期利用券を第三者に譲渡し又は転貸してはならないことを利用規約に定めており、内容を確認いただいた上で、契約を行っております。

また、定期待ちの対応といたしまして、契約期間満了時に適宜利用者へ、定期更新の意向や利用状況等を確認するなど、定期待ちの状況等をこまめに把握する方法をとっており、利用に空きが出た場合には、次に待っている方へ速やかな利用を促すため、キャンセル待ちの登録により順次連絡を行い、公正かつ公平に御利用いただくことで定期待ちの解消に努めております。

併せて、子ども乗せの大型自転車の増加などから駐輪できる場所が限られている状況もあり、定期待ちの一つの要因となっていることから、既存施設における子ども乗せ自転車用の平置きスペースの増設や、一時利用枠の変更による定期利用枠の拡充など利用状況に応じた改善を図っているところです。

引き続き、駐輪場の利用環境の向上に向けて取り組むとともに、新たな施設の検討や、利用しやすい駐輪場運営に努めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

10. 市営自転車等駐輪場の利用制限の緩和と新設について（全区）新規

市内主要駅に整備している川崎市営自転車等駐輪場は 125cc までの制限がありますが、150cc クラスの普及が年々進んでいるものの利用不可となっており市民ニーズに応えることができおらず不便な状況となっています。

市営自転車等駐輪場のなかには京王稲田堤駅周辺自転車等駐輪場第 2 施設など制限を緩和しても問題とならない場所がすでにあること。車幅、全長が 125cc とかわらない規格が多いこと。以上 2 点の理由から 160cc まで駐車可とするか駐輪場内に専用スペースを設置すること、もしくは新たに駐輪場を整備するなどの対応を要請します。

また、7月1日から特定小型原動機付自転車に関する改正を受け、利用拡大が進む可能性があることからこれらの駐車スペース新設について要請します。

回答 【建設緑政局】

市営駐輪場は、自転車等の駐車のために設置している施設であり、川崎市自転車等の放置防止に関する条例（以下「条例」という。）において、駐車できる自転車等は自転車、原動機付自転車及び自動二輪車のうち総排気量が 0.125 リットル以下または定格出力が 1.00 キロワット以下と定めています。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）においては、自転車等とは自転車及び道路交通法上の原動機付自転車（道路運送車両法上の第一種原動機付自転車）である総排気量が 0.050 リットル（50CC）以下を対象としており、本市条例ではこれに加え、道路運送車両法上の第二種原動機付自転車である総排気量が 0.125 リットル（125CC）以下までについて駐車することができることとしております。

なお、総排気量が 0.125 リットルを超えるものは、道路運送車両法上「自動車」とな

るため、市営駐輪場では対象としていないものです。

また、特定小型原動機付自転車については、現在も市営駐輪場において原動機付自転車として取り扱っており、利用が可能となっております。

1 1. 二ヶ領用水の歩行者専用道路の安全対策について（高津区）継続

二ヶ領用水の歩行者専用道路（高津区溝の口1-24、二子5-10、11 他多数）は歩行者専用にも関わらず、自転車がスピードを出して走行するため、歩行者と接触する危険性が高い。歩行者専用のため、安心して幼児・児童を連れて通行できるはずが、体のすぐ横を追い抜いたり、ベルを鳴らして避けるよう促されたりするなど、いつ接触事故が起きてもおかしくない状況です。

自転車利用者が歩行者専用であることを認識しておらず、その意味も理解していないことも問題であることから、スピードを緩めるか、降りて歩行してもらうために、出入り口付近のポールを新設もしくは増設を要請します。

また、注意喚起や歩行者専用道路に関する周知の看板の設置や、出入り口付近での声掛けをするなどの取り組みを要請します。

回答 【高津区】

二ヶ領用水の歩行者専用道路につきましては、道路交通法により神奈川県公安委員会が交通規制を設けております。

歩行者専用道路の出入り付近のポールの設置につきましては、引き続き交通管理者である高津警察署と協議調整を行ってまいります。

また、注意喚起や看板の設置、出入り付近での声掛けにつきましては、交通規制を設けている高津警察署に要望を伝えました。

1 2. 若者文化の発信に向けた環境整備について（全区）継続

オリンピック・パラリンピックの活躍や社会的な認知の向上も相まって、ブレイキンの聖地と呼ばれる武蔵溝ノ口駅付近ではスケートボードやストリートダンスの練習をする光景が見受けられます。

駅前や規模の大きなビルの前にある路上はスペースが広くとられており、活動しやすい一方、公共的な意味合いを持つスペースでもあるため、使用者の自制と住民などの理解が必要となります。

2018年10月に策定された「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」にも取組として、「これまで市内で育まれてきた若者文化を尊重することを前提に、携わる市民が協働・連携して地域を盛り上げていける環境と安全・安心に活動できる環境が必要であると考えますが、市民だけで盛り上げるためには難しいと考えられる部分について支援を行っていく」と謳われています。

さらに、本市には、既に大師河原公園にスケートボードパークがありますが、北部4

区からは遠く、潜在的なニーズへの対応としては不十分なものと言わざるを得ません。道路上や公園などに法令等で禁止事項の制限をかける解決策だけでなく、多様なスポーツ等を楽しむ環境整備を積極的に行うよう要請します。

また、スポーツ振興に関する方針や施設整備計画などがあればお聞かせください。

回答 【市民文化局】

本市では、スケートボードやブレイキンをはじめとした若者文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めております。

武蔵溝ノ口駅周辺につきましては、ブレイキンなどの練習が日常的にされており、そこで練習をしたダンサーの活躍等を通じて、国内に限らず海外からも「ブレイキンの聖地」として認知されているなどから、ブレイキンなどが武蔵溝ノ口駅周辺における一つの文化として根付いてきているものと考えております。

本市といたしましても、令和元年に策定した「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備に関する基本計画」において、「市内のいたるところで市民が若者文化のコンテンツに親しんでいる光景が見られる状態」をめざすこととしており、「日常の施設」として、昨年7月27日には登戸地区の多摩川河川敷の利活用としてスケートボード等が行えるようコンクリート舗装工事を実施し、同年8月28日には京急川崎駅前の川崎第3京急ビルにおいて「カワサキ文化会館（若者文化創造発信拠点）」の供用開始をいたしました。

今後も、日常的に練習ができる小規模な施設が市内にバランス良く複数ある状態を目指し、様々な場所での整備の可能性等について引き続き検討を進めてまいります。

また、スポーツ振興に関しましては、本市では、スポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけた「第2期川崎市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」人口の拡大に向けた取組を推進しています。なお、スポーツ施設の整備計画等は現在、策定しておりません。

13. バス停留所の改善について（全区）継続

バス停留所において降車する際に前扉を乗員に合わせて停車すると後扉が開いた位置が植栽などの植え込みやガードレールで非常に降りづらい停留所が多くあります。

車いすの方やベビーカー使用の方の乗降時にも支障をきたしており、安全とは言えない状況にあります。ガードレールの撤去や植栽の伐採による平坦化などの措置を講じるよう要請します。

例 蔵敷停留所(清水台方向) 犬蔵公民館前(両方向) 川崎西部地域療育センター(溝の口方向) たいら高山(溝の口方向)

回答 【まちづくり局】

バス停留所の利用環境の整備や安全対策は、基本的には各バス事業者が自主的に行うものでございます。

本件の御要望については、貴重な御意見として、川崎市・バス事業者連絡会議の場などを通じ、バス事業者へお伝えしてまいります。

14. 廃棄物保管施設設置基準要綱の変更とゴミステーション購入に関する助成について（全区）【新規】

川崎市では週2回普通ゴミの収集日が指定されています。ゴミ集積場の使用や管理が使用住民などに委ねられていますが、その保管施設は様々であり「風雨によるごみの飛散流出を防止するための措置を講じること。」と規定され共同住宅や事業所はさらに条件があるものの戸建住宅は別途協議となっています。そのため、ごみにネットをかけて保管されている場所などは、毎回カラスなどに荒らされ周囲に袋の中身が飛散し自動車やバイクで通行するのが困難になるほどの箇所が見受けられます。

風雨のみならずカラスなどの鳥獣による飛散も防止するよう要綱に盛り込むよう要請するとともに、戸建住宅利用者へ堅牢なゴミステーション購入時に際する一定額の助成金の支給を要請します。

回答 【環境局】【市民文化局】

【環境局】

本市では、新たに建築物を建てる事業者等に対して、共同住宅もしくは長屋10戸以上、戸建て10戸以上の住宅で開発行為を伴うものを建築する際に、敷地内にごみ集積所を設置することについて、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び規則により義務付けています。

廃棄物保管施設設置基準要綱では、保管施設の構造について、戸建住宅の場合は、原則は、共同住宅と同じ構造とすることになっており、また、約10戸に保管施設を1箇所、2.5㎡以上確保することや排出量に応じたポリ容器を使用することなど飛散防止に関することも定めています。

また、要綱では保管施設の管理について所有者や利用者等が適切に管理しなければならないとしており、カラス等の散乱対策についても、当該ごみ集積所の利用者等に対応いただくものですが、散乱により通行が困難な状況等がありましたら、地域を所管する生活環境事業所に御連絡いただければ、利用者等への排出マナーの啓発など改善に向けて取り組んでまいります。

【市民文化局】

戸建住宅利用者のごみ箱の購入に関する費用の助成につきましては、令和3年7月1日

に施行した「川崎市町内会・自治会活動応援補助金」において、町内会・自治会による公益的な事業活動として実施される、集積場所へのごみ箱の設置に係る経費の一部を補助する制度がございます。

今後につきましても、本制度が定着化するよう、より一層の周知に取り組み、町内会・自治会による地域の環境美化活動を支援してまいります。

15. 高津区末長3丁目5の街路灯の設置について（高津区）【継続】

関東自動車学校と南武線に挟まれている道路において、高架橋下にはLEDの街路灯が設置されているが、坂戸踏切から高架橋までの区間には街路灯がありません。関東自動車学校の教習時間中はその照明により道路が照らされているが、それ以降は高架下の街灯のみとなるため坂戸踏切側は歩行者が認識しづらい状況です。

また、坂戸踏切方向から進行してくる車両は高架橋を通過する際に橋脚の影響で左側に車両を寄せる必要があるため、歩行者が歩道よりの車道を通行していた場合、視認性の悪さにより車両が歩行者を認識できない場合があり、接触する可能性が高くなります。

以上のことから、当該道路への街路灯の増設を要請します。

回答 【高津区】

防犯灯の設置については、町会からの要望に基づき設置しております。地元町会に設置要望を行うよう働きかけを行いました。

16. 新百合ヶ丘駅北口ロータリーの再整備について（麻生区）新規

新百合ヶ丘駅北口ロータリーは南口ロータリーと比べスペースが狭く混雑している状況が散見されています。土日、荷下ろしの車や送迎車が多い時間帯などはロータリー内で滞留し、車列が世田谷町田線を越え新百合山手通りまで延伸しています。

安全性や機能面において問題が多くみられることから抜本的な整備を要請するとともに計画やスケジュール等がありましたら報告をお願いします。

回答 【まちづくり局】

新百合ヶ丘駅周辺の交通混雑につきましては、これまで北口ロータリーの整流化や南口駅前広場の再整備などの対策を実施してまいりました。一方で、駅北側エリアにつきましては、都市基盤が脆弱なことによる交通環境の改善が引き続き課題となっておりますので、短期的な対応として、新百合ヶ丘駅交差点の改良工事等の対策を今年度中に実施するとともに、中長期的な対応については、令和6年度のまちづくり方針策定に向けた検討と併せ、抜本的な交通環境の改善や更なる都市機能の集積に向けた検討を進めてまいります。

17. 柿生駅再開発の概要やスケジュールについて（麻生区）新規

柿生駅の再開発事業は平成19年にバス暫定広場が使用開始となるなどしたものの、以後、進捗が図られず南口と北口の一体的な賑わいが創出できていない、駅前広場や道路幅員が狭いなどの課題が多くみうけられます。

いっぽう6歳未満の子のいる世帯の増加率が高く、子育てに人気のある地区となっており将来に渡って魅力的なまちづくりを実現するために事業の推進を図る必要があります。

柿生駅周辺地区まちづくりビジョンに則った再開発事業の早期実現を要請します。

また、進捗状況や具体的な取り組み内容がありましたら報告をお願いします。

回答 【まちづくり局】

柿生駅前再開発事業につきましては、平成28年7月に設立された再開発準備組合のもと、事業計画案の検討、周辺の住民に対する事業計画概要説明会の開催、さらに、環境影響評価の手続きが行われるなど、事業化に向けた取組みが着実に進められているところでございます。

引き続き、再開発事業の早期事業化に向けて、準備組合を支援してまいります。

18. 小田急線登戸新百合ヶ丘間の地下化について（麻生区・多摩区）新規

国土交通省が定義する「開かずの踏切」は2021年の調査で県内に76か所あるとされており、そのうち北部地区では小田急線百合ヶ丘駅から登戸駅区間の12か所が該当しています。

この区間の世田谷町田線については様々な課題があり、片側1車線のみ状態で右折車線が少ないことや、道路と並行する小田急線の踏切により、付近に慢性的な渋滞が発生しています。

踏切の問題を解消するため、高架化しようとした場合には世田谷町田線との近さによる用地確保が難しいことや財政的な負担が大きいことから複々線化は厳しいとされています。

また、世田谷町田線の拡幅用地を確保することが難しいことから、地下化の必要性が高いことが判明します。

小田急電鉄と川崎市による協力のもと登戸新百合ヶ丘間地下化の実現が図られるよう要請します。

また、登戸新百合ヶ丘駅間についての今後の計画や対応、考え方についても報告を要請します。

回答 【建設緑政局】

（小田急電鉄と川崎市による協力のもと登戸新百合ヶ丘間地下化の実現について）

登戸新百合ヶ丘間を地下化する連続立体交差につきましては、多大な事業費と完成までに長期の整備期間を要するため、現在進めております京浜急行大師線及びJR南武線の取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

19. 小田急線向ヶ丘遊園駅北口前の通路シェルター設置について（多摩区）新規

小田急線向ヶ丘遊園駅北口は多摩区役所や専修大学方面、聖マリアンナ大学病院方面、あざみ野駅方面へのバス発着があるロータリーを抱え、人流が多いにもかかわらず駅前およびロータリー環境が整っていません。

動線を提供すると同時にバス待ちの環境改善にもなり人にやさしいまちづくり、移動円滑化に資することからも溝の口駅南口ロータリー同様の通路シェルターを整備するよう要請します。

回答 【まちづくり局】

向ヶ丘遊園北口駅前広場の整備につきましては、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、交通を円滑に処理するとともにバスロータリーとしての機能を確保できる計画としております。令和7年度末の工事完成を目指し、現在交通を切り替えながら工事を進めているところです。

今後、広場の整備に伴い、雨天時でもバス、タクシー及び障がい者用車両の乗場まで駅利用者の円滑な移動に資するよう、駅舎から連続的にシェルターの設置をしてまいります。

要請項目（環境・エネルギー政策）

1. 緑地保全への働きかけ（全区）継続

環境変化に適切に対応し、緑を核とした街の魅力向上を目指すため。「川崎市緑の基本計画」は、協働の持続性の確保、緑の保全、創出、育成の継続にくわえ、新たに多様な主体（グリーンコミュニティ）による緑のストックの効果的な活用を施策の柱として改定されました。川崎市の景観を特徴づける4つの自然的環境資源の内、臨海部を除き、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川の3つは川崎北部地区4区に点在しています。

また、樹林地や公園緑地、緑化地などは増加していますが、農地の減少は川崎北部地区4区にとって大きな課題であると認識しています。

2018年都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定後、生産緑地の貸借がしやすくなり神奈川県、JAセレサ川崎、市農業委員会と連携し、貸し手、借り手のマッチングに努めることで減少への歯止めとなり得たのか、各区における取り組み状況や実績の報告、今後の計画などを明らかにしてください。

回答 【経済労働局】

農地が減少している主な要因は、都市化の進展や農業者の後継者不足、相続に伴う経営規模の縮小によるものと考えております。

都市農業の保全を図るための直近の主な取組としましては、現行の生産緑地の税優遇が延長できる特定生産緑地について、市内の生産緑地所有者全ての方に対し所有する生産緑地の指定年等を御案内するとともに、J A セレサ川崎と連携して制度の周知に努めております。指定申出の受け付けにつきましては平成 30（2018）年度から開始し、今後も継続して実施してまいります。

また、平成 30(2018)年 6 月の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定により、生産緑地の貸借がしやすくなったことから、制度について庁内で情報共有し、J A セレサ川崎、市農業委員会と連携して、広く貸し手、借り手の情報を収集しマッチングに努め、令和 4 年度は高津区で 2 件、麻生区 1 件のマッチングが成立し、これまでに計 7 件の貸借が成立しております。今後も関係機関と連携しマッチングを引き続き実施してまいります。

「都市農地」は、農業生産のほか、環境保全、景観形成、防災など、多面的機能を持ち、保全・活用の重要性はますます高まっておりますので、今後につきましても、川崎市農業振興計画推進委員会等において関係者の意見を伺いながら、法改正や新たな課題等に柔軟に対応し、持続可能な都市農業の振興に取り組んでまいりたいと存じます。

2. 全国都市緑化かわさきフェアの取り組みについて（全区）新規

2024 年に川崎市政 100 周年を迎え、全国都市緑化かわさきフェアが開催されることとなっています。

開催都市はもとより、それ以外の地域からも花、緑に興味のある多くの方々が来訪し、都市緑化意識の啓発や情報発信だけでなく、開催都市の魅力を知っていただくことによる観光振興、個人消費による経済的な波及にも効果が期待できます。

市民や行政が一体となってかわさきフェア開催の目的、基本理念を推進する必要があります。

イベント会場の 1 つにもなっている生田緑地エリアを中心とした会場や周辺の活動について、各区、各局の特性を活かした取り組みについて報告をお願いします。また、整備段階での渋滞等問題点も発生しかねないことから詳細の早期提供も要請します。

回答 【建設緑政局】【高津区】【宮前区】【多摩区】【麻生区】

【建設緑政局】

全国都市緑化かわさきフェアのコア会場の一つである生田緑地については「文化・歴史×みどり」をコンセプトとしております。

会場内においては、生田緑地東口から西口広場をつなぐ動線をメインルートとしなが

ら、秋のばら苑など、季節の魅力・特色に応じて緑地内の施設を活用した会場とするとともに、生田緑地の各所で、豊かな自然資源を活かし、生物多様性等みどりがもたらす効果について、楽しく学べる環境教育等の取組を展開してまいります。

また、駅から会場をつなぐエリアにおいては、周辺の町内会・自治会や商店街等と連携し、協働の花壇づくりや公共空間の活用を展開し、歩いて楽しめる空間づくりを展開してまいります。

【高津区】

高津区では、協働の花苗育成の取組の令和5年度プレ栽培として、区内の小・中学校及び保育園と連携し、「たねダンゴ®」やプラグ苗からの花苗育成を実施しました。また、南原小学校4年生による、「たねダンゴ®」を活用した地域の環境改善を図る取組を、南原小学校と連携して実施しました。

さらに、川崎市政100周年、全国都市緑化かわさきフェア及び脱炭素アクションみどりのくちをアピールするため、武蔵溝ノ口駅北口キラリデッキにおいて、「脱炭素」×「みどり」として、資源循環をアピールする「SAORI織り」による装飾とともに、身近な場所でみどりを感じられる設えとして、「SAORI織り」を装飾に活かしたハンギングプランターの展示を行いました。

【宮前区】

宮前区の取組として、協働の花苗育成の取組の令和5年度プレ栽培として、区内の土橋保育園、中有馬保育園、菅生保育園と連携し、「たねダンゴ®」による花苗育成を実施しました。また、プラグ苗の花苗育成を地域活動している2団体に提供し花苗育成の取組を行いました。

さらに、川崎市市制100周年記念花壇として鷺沼公園内に花壇を設置し、公園近隣の保育園4園と鷺沼町会の方々、宮前区役所新人職員と協働で花苗の植え込みを実施しました。

宮前区では、「まちなかみどりスポット」として地域の公園で花壇の管理を行っている団体が多いことから既存の取組に併せて、市制100周年、全国都市緑化かわさきフェアのアピールをおこなってまいりたいと考えております。

【多摩区】

協働の花苗育成の取組として、区内の小中学校や保育園と連携し、たねダンゴ及びプラグ苗を使ったプレ栽培を実施することで、花育の推進及びフェアを周知しました。

また、フェアの機運醸成を図るため、多摩区管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会や地域デザイン会議等各種会議をはじめ、多摩区エコフェスタ、多摩区民祭、公園イベント等において、フェアの情報発信をするとともに、啓発チラシ・グッズ等の配布

やペーパークラフトのワークショップを実施しました。

さらに、公園の維持管理における愛護団体をはじめとする地域団体や区民へのフェアの積極的周知を目的に、多摩区独自の普及啓発グッズ（フェア用オリジナルゴミ袋、啓発用袋入り種子）を作成し、各種会議や窓口、公園緑地における清掃活動やイベント、里山活動等において配布・活用いたしました。

区役所内でも若手職員によるワーキングで機運醸成の企画を検討するとともに、緑化フェアを啓発する植物を使った展示等を実施しています。

【麻生区】

麻生区は、黒川・岡上・早野の農業振興地域や里地・里山といった豊かな自然と芸術・文化が融合するとともに、様々な市民団体が活動する活力あふれるまちです。そうした活動を「まちなかみどりスポット」として区としても広く発信を行ってまいりたいと考えております。

また、麻生区では協働の花苗育成『協働の花づくり・花かざり』の取組を行っており、令和5年度は中学校1校、小学校1校、保育園3園でプレ栽培を行い、みどりを知ってもらいみどりに関わるきっかけづくりを進めております。来年度は、区内の市立小中学校全校に対象を広げ、育てた花苗を地域で飾る取組を展開してまいりたいと考えております。

さらに、新百合ヶ丘駅周辺において、地元企業や大学等と協働で、まちの魅力向上を目的に清掃活動を行っており、その中でペDESTリアンデッキ上の花植えを実施しております。こうした活動を通じ、市制100周年、全国都市緑化かわさきフェアの開催に向けた周知啓発、機運醸成の取組を地域で進めていくことで、地域の魅力を高め、地域への愛着を深めるとともに、身近なコミュニティの形成につながるよう、引き続き地域資源を活用した、行政・市民・企業など多様な主体の協働による取組を進めてまいります。

以上